

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月4日 11時00分ごろ
発生場所	高知県中土佐町矢田部埼東方沖 上ノ加江港防波堤灯台から真方位142° 1.7海里付近 (概位 北緯33° 15.4′ 東経133° 16.1′)
事故の概要	プレジャーボート加乃丸は、船首を東方に向けて錨泊中、また、漁船幸漁丸は、操業しながら西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 加乃丸、2.5トン K03-16089（漁船登録番号）、個人所有 第282-10584号（船舶検査済票の番号） B 漁船 幸漁丸、1.1トン K03-16148（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部から右舷外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、親族3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、矢田部埼東方沖で船首を東方に向けて錨泊し、釣りを行っていた。 船長Aは、船尾部で船尾方を向いて座って釣りをしていたところ、船首方からB船がA船の方へゆっくりと向かってきていることに気付いたが、ふだん航行中の他船が錨泊中のA船を避けてくれていたので、B船もA船を避けてくれると思い釣りを続けていた。 船長Aは、B船が更に接近してもA船を避ける様子が見られなかったため、立ち上がってB船に手を振って合図をしたが、船長Bが、A船の方を振り向くことなくB船の右舷方を向いて座って釣りを続けていたのを見て、A船に気付いていないと思い、衝突の危険を感じて左舷船尾部に移動したとき、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 A船の右舷船首部で釣りをしていた同乗者2人は、接近するB船に気付いた左舷船首部の同乗者1人から「逃げろ」と声を掛けられ、衝

	<p>突直前に左舷船首部へ移動した。</p> <p>船長Aは、衝突時に大きな衝撃は感じず、B船の右舷船首部がA船の右舷側に当たりながら、A船の右舷側を通り過ぎて停まらずに航行していくB船を見て、海上保安部へ本事故の発生を通報し、自力で高知県須崎市須崎港へ帰港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、矢田部埼東方沖でしいらの一本釣り引き縄漁を行いながら西進中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船と衝突したことに気付かず、漁を終えて中土佐町久礼港へ帰港した。</p> <p>船長Bは、帰港後、海上保安部から連絡を受け、A船と衝突したことを知った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首を東方に向けて錨泊中、船長Aが、船首方からB船がゆっくりと向かってきていることに気付いていたが、航行中の他船が錨泊中のA船を避けてくれると思い釣りをを行いながら錨泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機を逸し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、操業しながら西進中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報を得ることができなかったことから、A船と衝突した状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が船首を東方に向けて、船長Aが航行中の他船がA船を避けてくれると思い釣りをを行いながら錨泊中、B船が操業しながら西進中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、錨泊中であっても、接近する船舶を認めたときには、航行中の他船が避けてくれると思わず、余裕のある時機に注意喚起を行い、必要に応じて移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 漁船の船長は、操業中であっても、航行中、常時周囲の見張りを適切に行うこと。